

□□□ 中小企業高度化資金貸付制度 □□□

中小企業高度化資金貸付制度は、中小企業者が組織した組合等に長期・低利又は無利子で資金を融資する制度で、貸付に当たっては県と中小企業基盤整備機構が連携してサポートします。

- 対象者
中小企業者が、共同して経営基盤の強化を図るために設立した組合等
- 支援内容
県が独立行政法人中小企業基盤整備機構と協力して、事業計画への指導、助言、経営支援を行うとともに、経営基盤の強化等を図るために必要な資金を長期・低利（特定の要件を満たす場合は無利子）の条件で融資する制度です。
- 貸付対象となる施設等
土地、建物、構築物、設備
- 貸付限度額
原則として対象事業費の８０％以内
- 貸付期間
２０年以内（据置期間 ３年以内）
- ご利用方法
県又は中小企業団体中央会、お近くの商工会議所、商工会などの支援機関にご相談ください。
- 関連リンク
<https://kodoka.smrj.go.jp/>

問合せ先

宮崎県 商工政策課経営金融支援室 経営金融支援担当 TEL 0985-26-7097